

共同宣言 まちづくり部会 事業計画

1. 遊佐町の現状と課題

(1) 人口推移からみた遊佐町の課題

○将来の遊佐町の年代別推計人口（2020年までは国勢調査による実績値、2025年～は推計値）

（単位：人）

年齢	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
総数	16,852	15,480	14,207	13,032	11,627	10,408	9,247	8,089	6,975
年少人口（0～14歳）	2,018	1,670	1,400	1,210	997	852	724	615	517
生産年齢人口（15～64歳）	9,729	8,725	7,518	6,312	5,313	4,557	3,983	3,347	2,790
老年人口（65歳以上）	5,105	5,085	5,289	5,507	5,317	4,999	4,540	4,127	3,668
（再掲）65～74歳	2,466	2,136	2,314	2,625	2,350	1,865	1,458	1,326	1,274
（再掲）75歳以上	2,639	2,949	2,975	2,882	2,967	3,134	3,082	2,801	2,394
年少人口（0～14歳：％）	12.0	10.8	9.9	9.3	8.6	8.2	7.8	7.6	7.4
生産年齢人口（15～64歳：％）	57.7	56.4	52.9	48.4	45.7	43.8	43.1	41.4	40.0
老年人口（65歳以上：％）	30.3	32.8	37.2	42.3	45.7	48.0	49.1	51.0	52.6
年齢別割合（65～74歳：％）	14.6	13.8	16.3	20.1	20.2	17.9	15.8	16.4	18.3
年齢別割合（75歳以上：％）	15.7	19.0	20.9	22.1	25.5	30.1	33.3	34.6	34.3

（出展：総務省「2020年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」）

遊佐町の総人口を見ると、2020年国勢調査では13,032人でしたが、国立社会保障・人口問題研究所による2045年推計人口は6,975人で、25年間で6,057人（46.5％）の人口減少が予測されています。

年齢別で見ると、生産年齢人口（15歳以上64歳未満）は2020年～2045年にかけて3,522人（55.8％）、年少人口（15歳未満）は同年で693人（57.0％）と大きく減少しています。出生数の減少、転出数が転入数を上回っていることが原因と考えられます。これに対し、老年人口（65歳以上）は増加し続け、2025年には生産年齢人口と人口数において逆転しますが以降は減少し、2020年～2045年では1,839人（33.4％）の減少となります。

生産人口の減少による農業の担い手不足、就農者の高齢化による離農による生産性の低下、事業承継問題などが今後更に進むものと予測されます。生産年齢人口、年少人口が60％以上減少し、老年人口もやがては減少することが予測されることから、町の総人口は加速度的に減少し、将来的に生産活動や事業承継、地区・集落での住民活動、福祉サービス等様々な面での影響により、町の存続も危機的状況となることが課題となっています。

(2) 課題への対応状況

この人口減少への対応のため、遊佐町では2060年の人口目標を8,000人（2045年値10,093人）と定めた「人口ビジョン」に基づき、人口減少対策である「第2期まち・ひと・しごと創生 遊佐町総合戦略」を2021年3月に策定、同年12月には「働き場・若者・賑わいのあるまち～いきいきゆざの構築～」を目指すべき将来像の1つと位置付けた「遊佐町総合発展計画（第8次遊佐町振興計画）後期基本計画」を策定し、2022年3月には更なる移住・定住の促進に向けた「第3次遊佐町定住促進計画」を策定し、「オール遊佐の英知（町民力）を結集」をまちづくりの理念に掲げ幅広い分野で施策に取り組んでいます。

また、2013年に遊佐町、生活クラブ連合会、JA庄内みどりで締結した「地域農業と日本の食料を守り、持続可能な社会と地域を発展させる共同宣言」に基づく町生産者とクラブ会員の交流、体験ツアー、移住相談、PR事業等の移住・定住に向けた取り組みも行ってきました。

これらの成果により、近年、減少割合がゆるやかになってきてはいますが、すぐに「移住・定住」という結果に結びつくものではなく、依然少子化・転出過多の状況は続いています。加速し続ける人口減少に歯止めをかけるべく、更に行政、関係団体、住民が連携して取り組むことが必要です。

2. 共同宣言「まちづくり部会」の方針

(1) まちづくり部会の目的

共同宣言の趣旨「地域農業と日本の食料を守り、持続可能な社会と地域を発展させる」を実現させるための課題分野として確認された「移住、定住促進活動への取組」を進めること、そのためにそれぞれの団体間の交流を促進し、課題整理とその対応について遊佐町（事業を担うNPO法人遊佐鳥海観光協会、NPO法人いなか暮らし遊佐応援団を含む）、生活クラブ連合会、JA庄内みどりがそれぞれの立場で協力して取り組むことを目的とします。

(2) まちづくり部会の役割

「移住、定住促進活動への取組」は、町としては直接的な人口減少への対策であると同時に、JA庄内みどりとしては農業の担い手の確保、生活クラブ連合会としては生産参画を進めるための移住希望者の受け入れ先の整備という意義を見出すことができます。

まちづくり部会の役割は「移住・定住」の前段階における「遊佐を知る」「遊佐の自然・農業に触れる」機会づくりにあるといえます。生活クラブ組合員が生産地としてだけでなく「移住・定住」先として認識を広めるための取組を中心に行います。併せて、お米のふるさと遊佐だけではなく、着地型ツアーやしらい自然館のおもしろ自然塾を、遊佐をまるごと楽しむための相互交流を促進させるツールと位置付けます。

また、2016年に、平時から防災および減災への相互協力による応急対策と復旧対策の円滑化を図るために三者で締結した「大規模災害時に対する相互協力に関する協定」の実現のため、まちづくり部会において協議・活動を進めます。

3. 具体的実施事業内容

(1) 夢都里路くらぶ

遊佐町、JA庄内みどり、NPO法人遊佐鳥海観光協会が連携して、来町する援農者への農業体験と生産者との交流する機会を提供します。近年では援農者受入数が伸びないため、JAが中心となって生産農家にPRを行います。

(2) 着地型遊佐ツアーの実施

遊佐町では、鳥海山をはじめ見どころあふれる自然や貴重な文化を、多くの町外の方にも発信し体験していただけるよう、「ゆざツアー」「鳥海山おもしろ自然塾」を開催します。すぐに「移住」には結びつかなくても、前段階として遊佐町の魅力を体験していただくとともに、遊佐町のファンを増やし、観光交流人口の拡大を図ります。

(3) 遊佐町で開催される4大観光イベント

中山河川公園桜まつり、遊佐町民花火大会、鮭のつかみ取り大会、遊佐町鱈ふくまつりの4大まつりや、政養祭など先人の遺業をたたえるお祭りに合わせ遊佐町を楽しんでいただくために生活クラブ組合員をはじめ、本町とつながりの深い豊島区・豊島区観光協会等への情報発信に努めます

(4) 田舎暮らし体験ツアーの実施

首都圏での移住フェアと連携したツアーを予定しています。ツアー対象者は主に関東在住者とし、移住定住の動機付けとなるよう、ツアー内容に先輩移住者の訪問や交流、空き家物件の案内を盛り込み、ツアー参加者のアンケートを実施し、その後のツアー内容の改善に反映させていきます。

なお、ツアーの催行にあたっては、NPO法人遊佐島海観光協会の旅行業と連携のうえ実施するものとします。

(5) 短期滞在型の空き家活用住宅（お試し住宅）の活用

移住相談やいなか暮らし体験、援農・農業体験企画などに参加する生活クラブ組合員などが滞在できる空き家の活用により、定住前の「お試し暮らし」を支援します。

NPO法人いなか暮らし遊佐応援団のサポートにより、お試し住宅滞在期間中に「移住相談」、「農業体験」、「移住者交流会」等をコーディネートする「お試し移住体験プラン」の周知・活用をすすめ、交流人口の拡大を図り、利用率の向上に努めます。

(6) 生活クラブ組合員への周知と意見反映（情報提供事業）・情報共有

生活クラブ組合員へは、生活クラブ共済連が運営する『産地で暮らす』WEBサイトを中心に告知を行うほか、夢都里路くらぶフェアでの遊佐町移住相談ブースでも各事業を紹介していきます。また、遊佐町・遊佐町IJUターン促進協議会のWEBサイトを通じた告知を行うほか、産地別交流会、庄内交流会等の機会を通じて直接告知していきます。各事業、参加者へのアンケートで効果の検証と意見の集約を行い事業に反映していきます。また生活クラブ側の意見反映の機会も検討していきます。

(7) 防災、減災、災害時の協力体制づくり

移住・定住を推進するにあたり、『安心・安全に暮らせるまち』という視点は重要であると考えます。防災、減災、災害時の協力体制づくりに向け、3者相互の取り組み状況の情報共有、具体的な連携についての検討を行います。

(8) 地域福祉の充実に向けた取り組み

遊佐町では従来から町独自に子育て支援施策の充実を図り、若者世代の移住・定住を推進してきました。また、希望のある持続可能な社会を目指すには、老後の生活や社会的弱者のサポートも含めて、ライフステージに応じた福祉施策の充実や、地域による支え合いなども重要になっています。多様な世代が安心して生きがいを持って暮らせるよう、地域福祉についても3者が情報共有を図りながら、連携した取り組みについて検討を進めていきます。

4. 事業計画期間

2019年度～2023年度の5カ年とします。ただし、事業計画の年次的調整を図るとともに、3年ごとに次期5カ年の計画を作成します。